

# 第1章

## 基本計画の考え方

- 1 策定の趣旨
- 2 性 格
- 3 期 間
- 4 基本理念
- 5 構 成
- 6 体 系

## 1 策定の趣旨

平成18年2月に、市の基本的施策に関し必要な事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的、かつ、効率的に推進するため、「北斗市男女共同参画推進条例」（以下「条例」という。）を制定しました。

この男女共同参画社会実現に向けた取り組みの基本的な方向性を明らかにした条例の制定を受け、この度、条例の基本理念の趣旨を基に、本市の具体的な取り組みと市民の役割及び事業者の役割を明示し、市民協働で男女共同参画を推進する計画として、「北斗市男女共同参画基本計画」（以下「計画」という。）を策定することとしました。

この計画は、「北斗市総合計画」の個別計画の性格を有し、本市の他の諸計画との調整を図りながら、北斗市男女共同参画プラン推進協議会の意見をくみ取り、それらの意向を尊重して策定したものです。

## 2 性 格

- (1) 条例に基づき、本市の男女共同施策を推進するうえで基本となる計画とします。
- (2) 社会情勢の変化などを踏まえた中で、国、道と緊密な連携を図り、施策を推進する計画とします。
- (3) 国の男女共同参画基本計画及び北海道男女平等参画基本計画を踏まえ、今後予想される新たな課題や本市の実態に対応した計画とします。

## 3 期 間

平成28年度から概ね5年間とし、国、道の経済・社会情勢等の変化に応じ、見直しについて検討します。

## 4 基本理念

この計画の基本理念は、条例第3条（基本理念）に定められたとおりとします。

- (1) 男女共同参画社会の形成は、男女が共に一人の自立した個人として尊厳が重んじられること、直接的にも間接的にも男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が共に社会的文化的に形成された性別にとらわれず個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。
- (2) 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮しなければならない。
- (3) 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者等における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない。
- (4) 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動を行うことができるようにすることを旨として、行わなければならない。
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取り組みと密接な関係を有していることを考慮し、男女共同参画社会の形成は、国際社会における取り組みを踏まえながら行わなければならない。

## 5 構成

男女共同参画社会の実現を目指すため、条例に規定する5つの基本理念と、市、市民及び事業者等による主体的な活動と協働した取り組みを中心に、基本となる4つの目標を具体的な3つのテーマで推進します。

## 6 体 系

### (1) 4つの目標

ア 目標Ⅰ 慣行の見直し

毎日の暮らしや行事の中で、男女共生の考え方を阻む根拠のないしきたりや慣わしを、自ら見直します。

イ 目標Ⅱ 意識の向上

望ましい男女共同参画社会のあり方を正しく理解し、男女共生の考え方を市民に伝えて広く浸透するようにします。

ウ 目標Ⅲ 気運の伸張

市が行う様々な施策や市民参加の機会を活用して、男女共同参画社会の実現への気運を醸成します。

エ 目標Ⅳ 平等感の育成

学校教育や社会教育の場において、男女差別のない思いやりと気づきの大切さを育みます。

上記4つの目標を推進するために、具体的な3つの推進テーマを設定します。

### (2) 推進テーマ

テーマ1 人間それぞれの“個”を認め合い、思いやりと優しさを育む社会の形成

テーマ2 対等な社会参加で能力発揮をめざす職場づくり

テーマ3 安心して暮らせるための環境と健康づくり